

特定事業（神石高原町仙養ヶ原森林公園整備等事業）の選定について

神石高原町仙養ヶ原森林公園整備等事業（以下「本事業」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定により、特定事業として選定しましたので、PFI法第11条に規定する特定事業選定における客観的評価の結果をここに公表します。

平成26年5月20日

神石高原町長 牧 野 雄 光

特定事業の選定について

1 事業概要

(1) 事業の名称

神石高原町仙養ヶ原森林公園整備等事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

仙養ヶ原森林公園（以下「本公園」という。）

(3) 事業の実施場所

広島県神石郡神石高原町上豊松 7 2 番地 8 他

(4) 事業の背景と目的

本公園は、すぐれた自然環境にある森林を保護し、その利用を促進することにより住民の保健及び休養を図るとともに、都市住民と地域住民の交流の場を創造することにより、地域産業の活性化及び雇用機会の促進を図るため、平成元年に設置し、毎年約 3 万人の来園がある。

しかし、近年、近隣類似施設との競合や施設の老朽化等により入場者数は減少傾向にある。

また、施設の経常的な施設管理委託料や修繕費の増加が町財政を圧迫している状況があり、入園者数の増加と施設維持のための財源確保が課題となっている。

これらの課題を解決するため、本公園の緑豊かな自然環境や中山間地域特有の心安まる美しい景観を活かし、町内外から訪れる人々が気軽に交流・体験・利用できる「くつろぎの場」となるような公園として再整備する。

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき PFI 事業として実施する。

施設の設計、建設、維持管理及び運営等を一体的に実施することにより、民間事業者のノウハウを活かしたハードとソフトが相乗効果を生み出すような事業・施設計画により、各施設に求められる役割・機能が最大限に発揮されることを期待している。更に、事業期間全体を通じて、民間事業者の自由な発想による創意工夫を活かした提案により、住民サービスの向上や町の財政負担の軽減、本公園周辺をはじめ、町内の活性化等が図られることを目的とする。

(5) 公共施設等の管理者の名称

神石高原町長 牧野 雄光

(6) 事業期間

事業期間は、事業着手の日（平成 26 年 7 月 1 日を予定）から平成 36 年 6 月 30 日までの 10 年間（予定）

(7) 事業の基本理念

本事業は、「ヒトと動物、自然との共生」をテーマとして施設整備を行うものとする。

これは、本公園内に整備しているドックラン施設での愛犬との癒しの空間の提供や救助犬・セラピー犬の育成をはじめとした「犬の殺処分ゼロ」への取り組みを行っていること。また、森の中での歩行や運動により、リラクゼーション効果を得ることのできる、科学的に検証された森林浴効果といわれる「森林セラピー」の基地に本町が認定され、本公園内にセラピーロードを設置したこと。更には、本公園内に絶滅危惧種に指定されている高原植物「オグラセンノウ」を移植しており、その保護を行っていること等、ヒトや動物、自然の「命を慈しむ」取り組みに町として注力していることを踏まえ、ヒトや動物、自然との交流や新たな発見等を通じて、自然と共生する社会に親しみ、理解を高める機会を提供する場所を目指す観光コミュニティパークとして整備するものである。

このことは、単なる施設（ハード）のリニューアル化ではなく、来園者に、施設を活用した「命の大切さ」を学ぶ体験や交流イベントの開催（ソフト）等を提供することにより、その価値に共感していただくことである。

これにより集客を図り、交流人口を拡大することにより新たな雇用の創出や観光産業をはじめとした地域産業の活性化の拠点施設として機能することを目指すこととする。

(8) 事業方式

民間事業者は、(7)に掲げる事業の基本理念を達成するための施設等を設計・建設するとともに、これらを所有又は使用し、維持管理及び運営を行うものとする。

また、事業終了時まで、町と民間事業者はPFI事業の継続の要否について協議するものとする。

PFI事業を終了する場合は、民間事業者は全ての施設を撤去することを基本とする。

ただし、町と民間事業者との協議により、これらを町へ譲渡することも可能とする。

(9) 事業の内容

本事業において、民間事業者が実施する事業の範囲は次のとおりとする。

原則、本事業に要する資金を自ら調達し、施設の整備、維持管理及び運営に関する費用に充てるものとする。（指定管理料は除く。）

①施設整備業務

施設の整備に係る調査、設計、施工、施工監理及びこれら施設整備に伴う手続業務、関連業務を行うものとする。

②施設維持管理業務

施設の保守点検、修理、警備、警戒、清掃等の維持管理業務を行うものとする。

③施設運営業務

施設に係る利用者募集、利用受付、使用料等徴収、安全管理・防災等の運営業務を行うものとする。

(10) 施設の規模

施設の規模は、本事業の事業区域(本公園全域)を有効に活用する規模のものとするが、具体的な施設の規模及び整備方法については、民間事業者からの提案により協議の上、契約書に定めるものとする。

(11) 選定事業者の収入

本事業における民間事業者の収入の取扱いについては、次のとおりとする。

①指定管理者の指定

町は、条例により本事業を実施する民間事業者を、議会の議決を経た上で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に基づく「指定管理者」に指定する。

②施設使用料の徴収

民間事業者は、地方自治法第244条の2第8項に基づき、本公園施設の利用に係る料金を自らの収入として収受することができる。

③民間提案施設に係る収入

民間提案施設の利用料収入等についても、民間事業者は自らの収入とすることができる。ただし、本来業務である本公園施設の運営に影響を与えないよう配慮しなければならない。

(12) 事業スケジュール(予定)

本事業に関するスケジュールは、次のとおりとする。

①公告(募集要項, 要求水準書, 選定基準等の公表)	平成26年6月上旬
②優先交渉権者の選定	6月下旬
③民間事業者と契約締結	6月下旬
④事業着手	7月上旬
⑤事業終了(事業期間は10年間の予定)	平成36年6月下旬

2 本事業の評価

(1) 評価の方式

本事業の実施にあたり、町は、施設の整備、維持管理及び運営に係る財政負担を負うことなく公共サービスを提供できます。このため、本事業について、町が施設を整備して維持管理及び運営を行う場合とPFI事業として民間事業者が実施する場合について定性的評価のみ行うこととする。

(2) 定性的評価

① 民間事業者に移転されるリスクの評価

ア 本事業をPFI事業として実施する場合においては、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するという考え方に基づいて、町と民間事業者で事業リスクを分担することを基本とする。

イ 本事業をPFI事業として実施する場合、本公園施設整備のための設計・施工におけるリスク、事業の資金調達におけるリスク、民間が所有する施設については施設の保有

や維持管理及び運営に起因するリスク、本公園への集客が予想を下回った場合に発生する損失リスクを民間に移転することが可能である。

このリスク移転により、次のような効果が期待できる。

- (ア) 建設段階において、民間事業者が工期の管理を行うとともに、工期の遅延等に伴うリスクを民間事業者が負担することにより、計画に基づく円滑な事業の遂行が期待できる。
- (イ) 運営維持管理段階において、本公園全体の運営維持管理を民間事業者の責任とし、かつ、運営維持管理コスト超過に伴うリスクを民間事業者が負担することにより、事業の効率化が期待できる。
- (ウ) 運営維持管理段階において、売店等の収益性の期待できる施設の運営維持管理を行う場合など、民間事業者は類似事業での経験により蓄積された購買やサービス、顧客対応などの経営ノウハウを適用することができるため、安定的かつ効率的な運営が期待できるとともに、コスト縮減が期待できる。さらに、集客の減少による損失の発生についても、民間事業者の負担となり、町の追加的な財政負担が発生しない。
- (エ) 運営維持管理段階において、本公園全体や個々の施設の運営に関し、集客事業の特性を把握した民間事業者が必要な広報活動の実施や事業内容のきめ細やかな見直し等を行うことによって、安定した集客を確保することが期待できる。

②公共サービス水準の評価

ア P F I 手法で本事業を実施する場合においては、民間企業を対象とした公募により選定された技術力、経営能力等に優れた民間事業者が、本公園施設の設計・施工から運営維持管理までを一括して行うため、事業の合理化・効率化を図ることができる。

イ 特に、集客向上を目的とした施設の整備運営能力、及びイベント開催などのソフト事業、芝生広場やサイクリングロード等の既存施設を活用した収益事業などの企画能力については、民間事業者の最も得意とする分野であり、施設整備計画の作成から民間事業者に任せることにより、集客効果を高めることが可能である。

また、利用者のニーズに応じて、柔軟に運営方法を変更することが可能であり、長期的な視点から、公共サービスの質の向上が期待できる。

(3) まとめ

本事業を P F I 事業として実施することにより、事業全体を通じて民間事業者の資金調達力や効率的な事業ノウハウを活用することが可能となり、公共サービス水準の向上が期待できる。

このため、本事業を特定事業として実施することが適切であると認められることから、神石高原町仙養ヶ原森林公園整備等事業について、P F I 法第 7 条の規定により特定事業として選定する。